

【新旧対照表】

■セブンカード（一般法人用）規約・規定集

※追加箇所は赤字下線、削除箇所は青字訂正線

現行	改定後
第 10 条（年会費） 1. 支払責任者は、当社に対し当社所定の年会費を支払うものとします。 2. 入会初年度の年会費は、無料とします。入会 2 年目以降の年会費は、ショッピング利用（第 19 条に定めるものをいいます。）に基づき前年度に支払うべき金額の合計額が、5 万円以上の場合、無料とします。なお、当該合計額はカード使用者が複数の場合は当該カード使用者全員の合算とします。 3. 前項に定める前年度とは、前年の有効期限年月の応当月（以下「有効期限月」といいます。）の翌月 10 日から、当該年の有効期限月の翌月 9 日までの期間をいいます。 4. 支払責任者は、第 2 項に定める年会費無料の条件に満たない場合、当社に対して、当社が指定する年会費請求月の約定支払日（第 23 条に定めるものをいいます。以下同じとします。）に、当社所定の年会費（カード使用者の人数によって異なります。）を支払うものとします。 5. 前項に基づき支払われるべき年会費が約定支払日に支払われなかった場合は、翌月以降の約定支払日に請求させていただくことがあります。なお、お支払済みの年会費については、退会または会員資格の喪失となった場合、その他理由のいかんを問わずお返ししません。	第 10 条（年会費） <u>カードの年会費については、無料とします。</u>
第 24 条（明細） 当社は、当社所定の方法（法人会員が「MyJCB」および「MyJチェック」に登録している場合は、電磁的記録の方法）により、約定支払日に先立ち、カード利用の内容や約定支払額その他カード利用に関連する事項の明細（以下「明細」といいます。）を法人会員に通知します。当社は、法人会員が「MyJCB」および「MyJチェック」に登録している場合、明細の内容が確定した後速やかに、明細の内容が確定した旨の通知（以下「明細確定通知」という。）を法人会員が届け出たEメールアドレス宛に送信します。ただし、標準期間にカード利用がなく、かつ約定支払額が0円である場合等、明細確定通知を省略することがあります。なお、年会費のみの支払いの場合、明細の通知を行わない場合があります。	第24条（明細） 当社は、当社所定の方法（法人会員が「MyJCB」および「MyJチェック」に登録している場合は、電磁的記録の方法）により、約定支払日に先立ち、カード利用の内容や約定支払額その他カード利用に関連する事項の明細（以下「明細」といいます。）を法人会員に通知します。当社は、法人会員が「MyJCB」および「MyJチェック」に登録している場合、明細の内容が確定した後速やかに、明細の内容が確定した旨の通知（以下「明細確定通知」という。）を法人会員が届け出たEメールアドレス宛に送信します。ただし、標準期間にカード利用がなく、かつ約定支払額が0円である場合等、明細確定通知を省略することがあります。